



宮 崎 県 公 報

平成23年 9 月22日 (木曜日) 第 2322 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定…………… (総務課) 1	
○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定…………… (“) 1	
○口蹄疫復興宝くじの発売について…………… (財政課) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 2	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 2	
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域…… (港湾課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (“) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 6	
○入札公告…………… 7	
○落札者等の公告 (2件) …………… 8	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 792号

宮崎県情報公開条例 (平成11年宮崎県条例第36号) 第24条の2第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定 (平成19年宮崎県告示第 634号) は、廃止する。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 財団法人宮崎県立芸術劇場
- 財団法人宮崎県国際交流協会
- 財団法人宮崎県腎臓バンク
- 社団法人宮崎県林業公社
- 財団法人宮崎県環境整備公社
- 財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 財団法人宮崎県産業支援財団
- 社団法人宮崎県農業振興公社
- 財団法人宮崎県内水面振興センター
- 財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

宮崎県告示第 793号

宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第50条第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定 (平成19年宮崎県告示第 635号) は、廃止する。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 宮崎県住宅供給公社
- 宮崎県道路公社
- 財団法人宮崎県立芸術劇場

- 財団法人宮崎県国際交流協会
- 財団法人宮崎県腎臓バンク
- 社団法人宮崎県林業公社
- 財団法人宮崎県環境整備公社
- 財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 財団法人宮崎県産業支援財団
- 社団法人宮崎県農業振興公社
- 財団法人宮崎県内水面振興センター
- 財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

宮崎県告示第 794号

当せん金付証券法 (昭和23年法律第 144号) 第7条第1項の規定に基づき、口蹄疫復興宝くじの発売条件等を次のとおり定める。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称 口蹄疫復興宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号
- 3 発売総額及び通数 50億円 2,500万通
- 4 証券金額 1通 200円
- 5 証券型式 開封式
- 6 発売期間 平成23年10月15日から同月25日まで
- 7 抽せん日 平成23年10月27日
- 8 当せん金支払開始日 平成23年11月1日
- 9 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
1等	30,000,000円	3本
1等の前後賞	10,000,000円	6本
1等の組違い賞	100,000円	747本
2等	5,000,000円	25本
3等	1,000,000円	250本

4 等	100,000円	2,500本
5 等	50,000円	5,000本
6 等	10,000円	25,000本
7 等	1,000円	750,000本

10 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は、転売できない。
- (3) 発売は、宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県が共同して行う。

宮崎県告示第 795号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
榮福 裕亮 (えいふく接骨院)	宮崎県都城市鷹尾 5 - 5 - 18	平成23年 7 月 1 日
永田 雅俊 (ながた整骨院)	宮崎県日向市財光寺 2 91 - 4	平成23年 8 月29日

宮崎県告示第 796号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
佐藤 重夫 (株式会社 エネック)	宮崎県延岡市出口町10番地 9	平成23年 7 月31日

宮崎県告示第 797号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(昭和38年宮崎県規則第31号)別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成22年宮崎県告示第32号は、廃止する。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規

定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 9 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス広原店
都城市広原町 4 号 1 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年 5 月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,424.16㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地北側及び西側 48台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 (No.1) 7台
敷地北西側 (No.2) 6台
合計 13台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
敷地北東側 41.8㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内北東側 7.99㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分～午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地北側 2 箇所 (出入口 2 箇所)
敷地西側 1 箇所 (出入口 1 箇所)
合計 3 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成23年 9 月12日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年9月22日から平成24年1月23日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年9月22日から平成24年1月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）

宮崎市大淀四丁目7番30号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実

宮崎市大淀四丁目6番28号

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社宮交シティ 代表取締役 滝澤弘司

（変更後）株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社宮交シティ 代表取締役 滝澤弘司

宮崎市大淀4-6-28

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

神戸市中央区港島中町4-1-1

有限会社都城金海堂 代表取締役 中村亮介

都城市上町6街区8号

愛眼株式会社 代表取締役 下條千一

大阪市天王寺区大道4-9-12

合資会社日高時計宝飾店 代表 日高照雄

宮崎市橋通西3-10-36

株式会社宮崎カメラ 代表取締役 大久保末敏

宮崎市恒久南1-7-6

山崎株式会社 代表取締役 山崎正彦

宮崎市橋通西5-6-57

株式会社西村 代表取締役 池田達信

宮崎市橋通西3-10-36

有限会社じょいふるオオエ 代表取締役 大江康

嗣

熊本市花立6-4-24

九州みよしや株式会社 代表取締役 川口信幸

宮崎市大淀4-6-28

株式会社靴のマルトミ 代表取締役 山田太郎

名古屋市南区駈上2-7-28

株式会社ダイセン 代表取締役 田中純一郎

福岡市博多区店屋町2-10

株式会社ミヤコ 代表取締役 洲上和敏

福岡市早良区城西3-21-1

株式会社ロベルト 代表取締役 松岡與一郎

東京都中央区銀座6-2-1

株式会社ヤマダヤ洋品店 代表取締役 山田道朗

名古屋市西区浅間1-5-11

株式会社ゆう 代表取締役 蔵條健治

東京都世田谷区経堂2-2-10

有限会社マルザイ商事 代表取締役 財部公明

宮崎市和知川原1-51

有限会社千鳥屋 代表取締役 吉野利男

宮崎市橋通東3-6-36

有限会社メンズミノミヤ 代表取締役 二宮信義

宮崎市橋通東3-5-33

有限会社河野 代表取締役 河野市郎

南那珂郡南郷町大字中村乙4841

株式会社鈴乃屋 代表取締役会長 小泉清子

東京都台東区上野1-20-11

株式会社熱田本店 代表取締役 熱田喜仁

宮崎市橋通西3-9-9

株式会社イノウエ 代表取締役 梶田熙

東京都豊島区南池袋1-22-4

有限会社ウィズ 代表取締役 杉田春海

宮崎市大淀4丁目6-28

有限会社フォークアート 代表取締役 松本誠司

福岡県粕屋郡志免町大字志免1014

富井和史

宮崎市霧島2-52

有限会社モナーク 代表取締役 板橋正美

宮崎市古城町門前6793-12

有限会社藤 代表取締役 道券欣一郎

東京都新宿区3-27-10

ディズニーストアジャパン株式会社 代表取締役

ポールキャンドランド

東京都目黒区下目黒1-8-1

宮崎商事株式会社 代表取締役 原口三千年

宮崎市中村東2-8-12

株式会社ジュエルベリテオオクボ 代表取締役

大久保利春

東京都品川区小山3-25-1

有限会社フラワープラントJUN 代表取締役

丸山順子

宮崎市恒久南1-9-20

フカヤ株式会社 代表取締役 船木正

福岡市博多区店屋町4-10

株式会社ハビタ 代表取締役 上野眞弓

熊本市水前寺公園23-50
株式会社タカキュー 代表取締役 出口光
東京都板橋区板橋 3-9-7
株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸
名古屋市中村区名駅 3-26-8
株式会社エルメ 代表取締役 沼田昌樹
大阪市中央区瓦町 1-6-10
株式会社東洋クイーン 代表取締役 緒方信光
宮崎市大工 3-227
株式会社オッジインターナショナル 代表取締役
西垣龍明
大阪市中央区南船場 3-3-21
株式会社那須商店 代表取締役 那須和隆
宮崎市江平東町 6-6
有限会社勉強堂 代表取締役 與田守孝
宮崎市橋通西 3-3-19
株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二
北九州市小倉南区下曾根 1-14-19
株式会社リオ横山 代表取締役 横山和幸
名古屋市中区平和 1-15-27
有限会社ブティックココ 代表取締役 落合実
宮崎市吉村町中原甲2705-8
株式会社パスポート 代表取締役 水野玄
東京都品川区西五反田 7-22-17
株式会社マリークワントコスメチェックスジャパン
代表取締役 中山寿一
東京都渋谷区渋谷 1-7-6
株式会社リリー 代表取締役 手塚三男
宮崎市橋通西 2-1-17
有限会社にしき堂 代表取締役 佐々木秀次郎
日向市上町13-2
株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治
宮崎市大淀 4-6-28
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東町 1-7-1
株式会社クロス 代表取締役 川端清嗣
宮崎市中村西 1-3-4
有限会社サンショール 代表取締役 宮崎孝介
宮崎市橋通東 3-2-11
ダイジカンパニー株式会社 代表取締役 諫山大
二
宮崎市大字芳士 942-1
河野博
宮崎市恒久南 4-1-2
河野俊郎
宮崎市錦町 3-2
株式会社大川家具センター宮崎 代表取締役 彌
吉秀一
宮崎市江平東 2-1
(変更後) 株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実
宮崎市大淀 4丁目 6番28
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫
神戸市中央区港島中町 4丁目 1番 1
有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛

都城市上町 6 街区 8 号
愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄
大阪市天王寺区大道 4 丁目 9-12
株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸
愛知県稲沢市天池五反田町 1
有限会社じょいふるオオエ 代表取締役 大江康
嗣
熊本市花立 6 丁目 4-24
株式会社ダイセン 代表取締役 田中純一郎
福岡市博多区店屋町 2-10
株式会社ロベルト 代表取締役 金本邦益
東京都江東区木場 5-6-35
有限会社メンズミノミヤ 代表取締役 二宮信義
宮崎市橋通東 3-5-33
有限会社ウィズ 代表取締役 杉田春海
宮崎市大淀 4 丁目 6-28
有限会社フォークアート 代表取締役 松本誠司
福岡県粕屋郡志免町大字志免1014
有限会社フラワープラント J U N 代表取締役
丸山順子
宮崎市恒久南 1-9-20
株式会社ハビタ 代表取締役 上野真弓
熊本市水前寺公園23-50
株式会社タカキュー 代表取締役 白井一秀
東京都板橋区板橋 3-9-7
株式会社那須商店 代表取締役 那須和隆
宮崎市江平東町 6-6
株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二
北九州市小倉南区下曾根 1-14-19
株式会社リリー 代表取締役 手塚三男
宮崎市橋通西 2-1-17
株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治
宮崎市大淀 4-6-28
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東町 1-7-1
有限会社サンショール 代表取締役 宮崎孝介
宮崎市橋通東 3-2-11
有限会社にしき堂 代表取締役 佐々木真司
日向市大字富高6424番地31
株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎栄一
鹿児島市東開町 8 番地 8
株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子
福岡市中央区天神 3-4-7
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年
東京都葛飾区新小岩 1-48-1
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田勉
東京都八王子市暁町 1-32-13
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵
神戸市中央区港島中町 6-8-1
A s m e エステール株式会社 代表取締役 丸
山雅史
東京都新宿区住吉町 8-12
有限会社恵商 代表取締役 日高哲郎
宮崎市橋通東 3-5-33

株式会社エンタープロ 代表取締役 宮田幸始
宮崎市江平西 1-2-24

株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生
福岡市中央区天神 1-1-1
橋本宏久
宮崎市佐土原町下那珂 12900-68
安藤寿郎
児湯郡川南町大字川南 24783-6
河野俊郎
宮崎市大工 2-138-1
有限会社白水インターナショナルコーポレーション 代表取締役 白水征江
福岡県久留米市御井旗崎 2-5-5
小泉アパレル株式会社 代表取締役 植木勇
大阪市中央区備後町 3-1-8
株式会社鈴丹 代表取締役 吉田馨
名古屋市昭和区広路通 2-5
有限会社新宮 代表取締役 宮下純子
宮崎市橋通西 2-1-6
株式会社エービーシーマート 代表取締役 野口実
東京都渋谷区神南 1-11-5
有限会社ディオソ 代表取締役 小村長敏
宮崎市高洲町 161
株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ
福岡市中央区天神 3-4-7
株式会社キャンドウ 代表取締役 北川清水
東京都板橋区板橋 3-9-7
株式会社芳香園 代表取締役 園田正
宮崎市源藤町葉山 263-4
株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪幸子
大阪市北区大深町 2-48
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市加島町走熊字七本松 27-1
株式会社みしん市場 代表取締役 田島栄治
宮崎市青葉町 74-1
宮交ショッピングアンドレストラン株式会社 代表取締役 西田栄治
宮崎市中村東 2-8-12

4 変更の年月日

- (1) 平成23年 4月 1日
- (2) 平成23年 7月 15日

5 変更した理由

- (1) 建物設置者の代表者交替のため
- (2) 小売業者の入替のため

6 届出年月日

平成23年 9月 9日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年 9月 22日から平成24年 1月 23日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年 9月 22日から平成24年 1月 23日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 9月 22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）
宮崎市大淀四丁目 7番30号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実
宮崎市大淀四丁目 6番28号
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1番 1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 33,119㎡

(変更後) 26,682㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物(I) 3階・屋上（ダイエーゾーン）(A)	234台
建物(II) 南側（立体駐車場）(B)	450台
建物(I) 南側（市道清武通線隣接）(C)	188台
建物(I) 東側(D)	68台
建物(I) 東側（ダイエー隣接）(E)	425台
建物(I) 南側（市道清武通線隣接駐車場東側）(F)	63台
建物(II) 建物（旧スポーツセンター）北側(G)	27台
合計	1,455台

(変更後) 建物(I) 3階・屋上（ダイエーゾーン）(A)	234台
建物(I) 東側(B)	68台
建物(I) 東側（ダイエー隣接）(C)	425台
合計	727台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物(I) 東側駐車場D隣接（南）(あ)	300台
建物(I) 東側駐車場E隣接（東）(い)	200台
建物(I) 東側隣接(う)	50台
建物(I) 東側駐車場E隣接（南東）(え)	50台
建物(I) 東側駐車場E隣接（南西）(お)	40台

建物(i)南側隣接(か)	150台	F 駐車場西側	1 箇所 (出入口 1 箇所)
建物(i)南側駐車場 C 隣接 (北) (き)	30台	合計	10箇所
建物(ii)南東側駐車場 B 隣接 (南) (く)	235台	(変更後) A 駐車場西側	2 箇所 (C 駐車場と共同の入口 1 箇所、出口 1 箇所)
建物(i)西側隣接(け)	300台	C 駐車場東側	3 箇所 (入口 1 箇所、出口 2 箇所)
建物(ii)東側駐車場 B 隣接 (北) (こ)	170台	B 駐車場東側	1 箇所 (出入口 1 箇所)
建物(ii)東側隣接(さ)	85台	合計	6 箇所
合計	1,610台	③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	
(変更後) 建物(i)東側駐車場 B 隣接 (南) (あ)	300台	(変更前) 荷さばき(a)	午前 7 時～午後 8 時
建物(i)東側駐車場 C 隣接 (東) (い)	200台	荷さばき(b)	午前 6 時～午後10時
建物(i)東側駐車場 C 隣接 (南東) (う)	50台	荷さばき(c)	午前 7 時～午後 8 時
建物(i)東側駐車場 C 隣接 (南西) (え)	40台	(変更後) 荷さばき(a)	午前 7 時～午後 8 時
建物(i)南側隣接(お)	150台	荷さばき(b)	午前 6 時～午後10時
建物(i)南側隔地(か)	30台	4 変更する年月日	
建物(i)西側隣接(き)	300台	平成24年 5 月10日	
合計	1,070台	5 変更する理由	
③ 荷さばき施設の位置及び面積		営業施策のため	
(変更前) 建物(i)内東側 (宮交シティ側) (a)	131㎡	6 届出年月日	
建物(i)内東側 (ダイエー側) (b)	190㎡	平成23年 9 月 9 日	
建物(ii)内北側(c)	69㎡	7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間	
合計	390㎡	(1) 場所	
(変更後) 建物(i)内東側 (宮交シティ側) (a)	131㎡	宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課	
建物(i)内東側 (ダイエー側) (b)	190㎡	、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城	
合計	321㎡	県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務	
④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量		事務所総務商工センター	
(変更前) 建物(i)内東側 (宮交シティ側) (ア)	215㎡	(2) 期間	
建物(i)内東側 (ダイエー側) (イ)	58㎡	平成23年 9 月22日から平成24年 1 月23日まで	
建物(ii)内北側(ウ)	27㎡	8 意見書の提出先及び期間	
合計	300㎡	(1) 提出先	
(変更後) 建物(i)内東側 (宮交シティ側) (ア)	215㎡	宮崎県商工観光労働部商業支援課	
建物(i)内東側 (ダイエー側) (イ)	58㎡	(2) 期間	
合計	273㎡	平成23年 9 月22日から平成24年 1 月23日まで	
(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		9 意見書の記載事項	
① 来客が駐車場を利用することができる時間帯		意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地	
(変更前) A 駐車場	午前 8 時30分～午前 0 時30分	域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、	
B 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分	意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売	
C 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分	店舗の名称を日本語により記載すること。	
D 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分		
E 駐車場	午前 8 時30分～午前 0 時30分		
F 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分		
G 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分		
(変更後) A 駐車場	午前 8 時30分～午前 0 時30分	土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により	
B 駐車場	午前 8 時30分～午後 9 時30分	、中津留土地改良区 (日南市) の役員の就任及び退任について次の	
C 駐車場	午前 8 時30分～午前 0 時30分	とおり届出があった。	
② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		平成23年 9 月22日	
(変更前) A 駐車場西側	2 箇所 (E 駐車場と共同の入口 1 箇所、出口 1 箇所)	宮崎県知事 河 野 俊 嗣	
E 駐車場東側	3 箇所 (入口 1 箇所、出口 2 箇所)	1 就任した役員	
B 駐車場北側	1 箇所 (G 駐車場と共同の出入口 1 箇所)		
C 駐車場東側	1 箇所 (出入口 1 箇所)		
D 駐車場東側	1 箇所 (出入口 1 箇所)		
F 駐車場東側	1 箇所 (出入口 1 箇所)		

理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5106番地 1
理 事	小 野 慎 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1
理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年9月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 借入物品及び数量 本部庁舎LAN用機器一式
- 借入物品の特質等 仕様書による。
- 契約期間 平成24年2月1日から平成29年1月31日まで
- 納入場所 仕様書による
- 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有するものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

ク 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509

電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成23年10月24日(月)午後5時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とする。))。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年9月22日から平成23年10月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年9月22日から平成23年10月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
 - (2) 日時 平成23年11月1日（火）午後2時
- 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Network device of Miyazaki Pref. Police WAN System, 1set
 - (2) Time limit for tender : 2:00 p.m. 1 Nov, 2011
 - (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL : 0985-31-0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

新・宮崎情報ハイウェイ21構築事業
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年8月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州通信ネットワーク株式会社
福岡県福岡市中央区天神1丁目12番20号
- 5 随意契約に係る契約金額

59,389,050円
- 6 随意契約による理由

本業務は、新・宮崎情報ハイウェイ21の構築を行うものであり、構築に当たり最新のICT技術の活用、ノウハウ等を含む提案を広く募集するため、企画提案競技方式により委託事業者を選定するものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った者と随意契約を行うものである。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名

宮崎県警察本部庁舎（附属等を含む。）で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日

平成23年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社宮崎営業所
宮崎市橋通西四丁目2番23号
- 5 落札金額

56,667,623円
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成23年7月14日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年9月22日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	3号警備業務	平成23年11月22日(火)及び同月24日(水)から25日(金)まで	15名

- 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当

該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
3号警備業務	平成23年10月11日(火)から同月20日(休)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--